

# 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案） パブリックコメント結果概要

農林水産部

# 条例案に対するご意見の反映状況

パブリックコメント（12/18～1/7に実施、6名からのべ24件）等でいただいた意見や法制上必要な点を踏まえ、主に以下の内容を修正した。

項目	意見		対応
第1条（目的）		第1条、第3条は <b>文章が長く</b> 、分かりにくい	文章を整理し、全体を短縮
第3条（基本理念）	第1項	食料安全保障とは、「誰もがいつでも、健康的で活動的な生活を送るために必要な、十分で安全、かつ栄養のある食料を、物理的・社会的・経済的に入手できる状態」を指すが、これは <b>国レベルでの取組ではないか</b>	食料の安定供給の表現を残し、「食料安全保障」の表現は削除
	第3項	理念の条に具体的な施策が書かれ、第3章と <b>重複する点がある</b>	記載内容を整理して重複を解消
第8条（県民の役割）	第1項	「人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深め、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を選択するよう努めるものとする」について、努力義務とはいえ、 <b>県民に対し当該農産物を「選択することまでの義務を課すべきなのか</b>	「人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする」と修正
第14条（高齢者、障害者等の農業に関する活動の環境整備等）	農業者の取組というより、環境整備の内容であり、 <b>第3章の農村振興に記載すべき内容</b> ではないか		第3章に記載することとする
第17条（県民による消費の促進）	「人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が選択されるよう」という直接的な表現より、 <b>県民に選択肢を提示する表現としてほしい</b>		「県民の選択の機会の確保に資するよう」との表現に修正
第3章 環境にやさしい農村の振興に関する施策	農業の担い手を就農者に限らず、農業体験や地域活動などを通じて農業・農村と関わる <b>「農業関係人口」の增加という視点を明示してはどうか</b>		第18,20,21条において、地域の活動等に取り組む主体として「その他関係者」を追記
附則	条例を公布日から施行することとしているが、 <b>施策との連動性や一定の周知期間を考慮した設定が必要ではないか</b>		施策との連動を考慮して、「令和8年4月1日から施行する」と修正

# 3 条文骨子案

※内容は法制審議会を経て、修正の可能性があります

## 第1章 総則

### I 目的（第1条）

人と環境にやさしい農業と人と環境にやさしい農村づくりを進め、地域で協力し、持続可能な社会と安定した食料供給を目指す

### II 定義（第2条）

#### 1 人と環境にやさしい農業

①有機農業 ②環境創造型農業 ③①・②のほか、環境への負荷低減に資すると認められる農業

#### 2 人と環境にやさしい農村 人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域

### III 基本理念（第3条）

- 1 兵庫県では長年、環境創造型農業に取り組み、各地の活動は県民の誇りと愛着に繋がっており、将来にわたり食料の安定供給が図られるよう、環境負荷低減と生産性の両立を図っていく
- 2 従来の農業と調和しつつ関係者が協力して人と環境にやさしい農業を進めていく
- 3 地域で協力し、人と環境にやさしい農業と農村での暮らしを守っていく

### IV 県の責務（第4条）

関係者と連携し、人と環境にやさしい農業と農村振興のため、研究開発、技術普及、生産基盤整備に係る人材育成や体制の整備、食農教育等に取り組む

### V 各主体の役割（第5～8条）

- 1 市町は、地域の実情に応じた施策を進めるよう努める
- 2 農業者等は、環境に配慮した農業に取り組むよう努める
- 3 食品等関連事業者は、環境に配慮した農産物等の調達などに努める
- 4 県民は、環境にやさしい農業や農村への理解と関心を深めるよう努める

## 第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

### I 技術の研究開発の促進及び技術の普及の促進（第9、10条）

県は、人と環境にやさしい農業の生産性向上に資するため、試験研究に関する体制を整備し、環境負荷低減又は農作業効率化に資する農業技術の研究開発促進や新品種育成等とともに、普及事業の推進により、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術を普及するよう取り組む

### II 生産基盤の整備及び保全（第11条）

県は、環境との調和等に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用用排水施設の機能維持増進等に取り組む

### III 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進（第12条）

県は、環境への負荷低減促進のため、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、温室効果ガスの排出の抑制等を図るよう取り組む

### IV 人材の確保及び育成（第13条）

県は、新規就農者を含む農業者に対し、人と環境にやさしい農業に関する技術や経営管理能力の習得、向上を促進するよう取り組む

### V 農産物出荷の促進及び農産物等の流通の合理化の促進（第14、15条）

県は、農業者の組織化や機械の共同利用の促進等により人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進するよう取り組むとともに、それらの農産物等を容易に入手することができるよう、関係者と連携して、直売所や農産物集出荷施設の設置、有効活用など流通の合理化を促進するよう取り組む

### VI 県民による消費の促進及び学校給食等における農産物等の利用の促進（第16、17条）

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等について県民の選択の機会の確保に資するよう、県民への適切な情報提供や付加価値の向上の促進、交流機会の提供等に取り組むとともに、学校給食等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の利用促進や食農教育の推進等に取り組む

## 第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

### I 地域協働体制の構築等（第18条）

県は、堆肥の活用促進や多様な農業者による人と環境にやさしい農業に関する活動への参加等、**生産活動を支援するため、農業者や地域住民その他の関係者が相互に連携して協働を図る体制の構築**に取り組む

### II 高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等（第19条）

県は、人と環境にやさしい農村において、**農福連携や半農半X等**による農作業を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るための**環境整備に取り組む**

### III 農村における多面的機能の発揮のための活動の促進（第20条）

県は、**農業者や地域住民その他の関係者の共同活動**による生産基盤の管理、地域特性に即した農業生産活動及び農業に由来する環境負荷の低減を図る活動等を支援し、**多面的機能の確保**に取り組む

### IV 農村型地域運営組織（農村RMO）の育成（第21条）

県は、人と環境にやさしい農村において、地域全体で農業を支える体制ができるよう、**農業者や地域住民その他の関係者が協力して、農業や地域社会の維持に役立つ活動を行う組織の育成や、人材の参画促進などに取り組む**

### V 地域の資源を活用した事業活動等の促進（第22条）

県は、人と環境にやさしい農村において、**農業以外の産業との連携による地域資源を活用した事業活動の促進等に取り組む**

### VI 都市との交流等（第23条）

県は、人と環境にやさしい農村が消費地に近い特性を生かし、**県民の健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、農村への滞在の機会を提供する事業活動など、農村と都市との交流の促進等に取り組む**

## 第4章 雜則

### 行財政上の措置等（第24条）

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、**行政上又は財政上の措置、その他の必要な措置を行う**

## 【参考】条例策定スケジュール

開催時期	実施項目	実施内容
R7.7.25	第1回検討会	有機農業を含む環境創造型農業に関するこれまでの取組検証
R7.10.23	第2回検討会	条例に盛り込む内容（骨子案）の検討
R7.11.27	第3回検討会	条文案の検討
R7.12.18～ R8.1.7	パブリックコメント	
R8.1.28	法制審議会	
R8.2中旬	議案提案	

## 兵庫県条例 号

### 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）

#### 目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策（第9条—第17条）

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策（第18条—第23条）

第4章 雜則（第24条・第25条）

附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式の相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境及び生活の利便性の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

(1) 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。以下同じ。）

(2) 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壤の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

2 この条例において「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業を行われている農村その他の地域をいう。

3 この条例において「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

4 この条例において「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

### (基本理念)

第3条 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならない。

- 2 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならない。
- 3 人と環境にやさしい農村の振興は、将来にわたって県民が人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興することができるよう、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及並びに生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を次の世代に引き継ぐことができるよう、次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に対し、食生活が、森林が持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられてい

ることについて理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

(食品等関連事業者の役割)

第7条 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

(技術の研究開発の促進等)

第9条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術の普及等の促進)

第10条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生産基盤の整備及び保全)

第11条 県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、人と環境にやさしい農業

をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進)

第12条 県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第13条 県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材が確保され、及び育成されるよう、農業者の当該農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する当該農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の出荷の促進)

第14条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進することができるよう、当該農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の流通の合理化の促進)

第15条 県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民による消費の促進)

第16条 県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校給食等における農産物等の利用の促進)

第17条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図ることができるよう、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

(地域協働体制の構築等)

第18条 県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の農業に関する活動の環境整備等)

第19条 県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業にも従事している者等による農作業への支援を通じ、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力又は機会に応じて農業に関する活動を行なうことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮に係る活動の促進)

第20条 県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域運営組織の育成)

第21条 県は、人と環境にやさしい農村において将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に行なう組織の育成を図るとともに、当該農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の資源を活用した事業活動等の促進)

第22条 県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市との交流等)

第23条 県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、当該農村以外の地域に住む者が余暇を利用して当該農村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の当該農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雜則

(行財政上の措置等)

第24条 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。